

イベント学会「スタジアムイベント研究会」 会則

(名称)

第 1 条 本会は、イベント学会「スタジアムイベント研究会」（以下「研究会」という）と称する。

(目的)

第 2 条 「研究会」は、新国立競技場をはじめとする大型スタジアムにおけるイベントのあるべき姿（以下「スタジアムイベント」）を研究し、政策提言を行うことを目的とする。

(事業)

第 3 条 「研究会」は、前条の目的を達成するため次の活動を行う。

- (1) スタジアムイベントの将来像の調査研究および実現に向けた提言活動
- (2) スタジアムイベントの普及啓発を目的とした出版、シンポジウム等の開催
- (3) その他、本研究会の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第 4 条 「研究会」の定める会員とは、イベント学会の会員で「研究会」の趣旨に賛同し入会した個人、学生・大学院生、自治体、法人とする。

2 研究会における会員構成は以下の通りとする。

- (1) 個人会員
- (2) 準会員
- (3) 自治体会員
- (4) 法人会員

(会員待遇)

第 5 条 イベント学会の非会員で「研究会」の趣旨に賛同し研究助成金等の提供により「研究会」を支援する法人を会員待遇の研究助成パートナーとして入会を認めることがある。

(会費)

第 6 条 会員は、以下に定める会費を納めなければならない。

個人会員においては年会費 10,000 円、準会員においては年会費 3,000 円、自治体会員においては年会費 50,000 円、法人会員においては年会費／一口 100,000 円とする。

2 会費の支払い方法は、別途定めるものとする。

3 会費の滞納が 1 年以上におよぶ会員は、会員の資格を放棄したものとみなす。

(入会／退会及び会員の失効)

第7条 入会および退会は書面により別途定める役員代表に提出し、役員会で承認を得るものとする。

(役員およびその任期)

第8条 研究会に、次の役員を置く。

- (1) 座長 1名
- (2) 副座長 5名以内
- (3) 監事 2名

2 役員の任期は原則として2年間とし再任を妨げない。任期半ばで交代した場合の任期は前任者の残任期間とする。

(役員職務と報酬)

第9条 座長は、研究会を代表し、会務を統括する。

- 2 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるときは座長の職務を代行する。
- 3 監事は研究会の財政および業務を監査する。
- 4 役員は無報酬とする。

(役員選出)

第10条 座長は、総会にて選出する。

- 2 副座長および監事は、座長が任命し総会の承認をもって決定する。

(役員罷免)

第11条 役員が研究会にとって著しく不利益を生じる場合もしくは役員が研究会にふさわしくないと判断された場合は、当該役員の処遇について役員会で協議し、総会に審議を諮る。総会で罷免案が可決された場合は、該当役員は役員の地位を失う。

(役員会)

第12条 役員会は、座長、副座長、監事により構成し、必要に応じて座長が招集する。

- 2 役員会は次の事項を行う。
 - (1) 事業計画、予算および決算案の立案
 - (2) 会員の入退会の承認
 - (3) 役員候補者に関する協議
 - (4) 役員の地位に関する協議
 - (5) 事務室長の任命、罷免
 - (6) その他、研究会の運営と活動の執行に必要な事項

(総会)

第13条 年に1回の定例総会を開催し座長がこれを招集する。

2 座長は必要に応じて臨時総会を招集することができる。

3 総会は、適切な通信手段で回収した委任状も含めて、会員数の2分の1以上の出席をもって成立する。

4 総会は次の事項を行う。議決は委任状を含む出席者の過半数の賛成による。

- (1) 事業計画、予算および決算案の承認
- (2) 座長の改選と役員承認
- (3) 会則の改正および細則の制定と改正
- (4) その他、本研究会に必要な事項の決定

(事務室)

第14条 「研究会」に会務を処理するため事務室を置く。

- (1) 事務室には、役員会の承認を得て、事務室長および事務室職員を置くことができる
- (2) 事務室長は、役員会の同意を得て座長が委嘱し、職員は、座長が任免する。
- (3) 事務室長は「研究会」の事務を執行し、その財産を管理する。

(会計)

第15条 研究会の運営に必要な経費は会費および寄付、事業収入をもってこれにあてる。

2 事務室は必要な会計処理を行い年度収支報告書を作成し役員会の承認を得るものとする。

3 研究会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日とする。

(細則)

第16条 本会則の実施に関して必要が生じた場合は細則を定めることができる。細則の制定と改正は総会の2分の1以上の賛同をもって承認成立とする。

(会則の改正)

第17条 本会則は、総会の2分の1以上の賛同をもって改正することができる。

(付則)

第18条 本会則は平成27年6月4日より施行する。

平成27年9月9日に一部改正した(第5条を挿入)

以上